

今後の特殊詐欺対策の具体的取組事項について（通達）

令和8年4月2日

警察庁丁組二発第127号、丁生企発第191号、丁人少発第303号、
丁サ企発第66号、丁サ捜発第717号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長、警察庁生活安全局
生活安全企画課長、警察庁生活安全局人身安全・少年課長、
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長、警察庁サイバー警察局
サイバー捜査課長から

警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監、警視庁刑事部長、
警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長宛て

（概要）

令和7年におけるSNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害額は、前年比約63%増の約3,241億円となり、過去最悪を記録するなど、極めて危機的な状況にあることを踏まえ、今後の特殊詐欺対策の具体的取組事項を指示したものである。

主な内容は、

- 被害防止に向けた取組
- 犯行に加担させないための取組
- 犯行ツール対策の徹底
- 検挙に向けた取組

である。